

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件 名

データに基づく政策形成・課題解決に係る検討委託

2 履行期限

契約締結日から令和2年3月27日まで

3 履行場所

横浜市内

4 業務目的

本市では、生産年齢人口の減少や、2019年をピークとする人口減少（2015 将来人口推計より）に加え、2016年には死亡数が出生数を上回る自然減に転じている状況である。また、国の推計によると団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年頃には、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれている。

また、生産年齢人口の減少による税収の影響や、これまで整備してきた都市インフラなど公共施設の老朽化への対応などにより、本市の財政状況は一層厳しさが増すと見込まれている。

さらには、国の第32次地方制度調査会においては、2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応について方向性が示され、将来を見据えた課題設定の重要性が高まっているところである。

こうした人口構造の変化や財政状況など、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していき、様々な課題が顕在化されてくることが想定される。そうした中であっても、住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことが基礎自治体である本市に求められている。

そのため、効率的・効果的な都市経営に向け、本市の人口や産業などに関する基礎データの整理・分析による潜在的な課題の抽出、さらには課題解決に向けた政策の在り方検討などについて、調査を行う。

5 業務概要

(1) データ分析による政策課題の設定・要因分析及び課題解決

ア 事例収集

政策課題の要因分析やロジックモデルによる課題解決を行っている自治体の取組事例について3事例程度を収集する。

イ 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題の整理

国の第32次地方制度調査会第19回専門委員会で示された「2040年頃にかけて顕在化する変化・課題」と同項目について、本市における数値を整理する。なお、将来推計の算出については、発注者側から提示する国の推計の考え方に、本市の数値を当てはめて行うものとする。

ウ 政策課題の設定と要因分析

イで整理した「2040年頃にかけて顕在化する変化・課題」に係る数値分析や国の数値との比較分析から、本市において将来的に顕在化することが想定される政策課題を設定する。

また、イを踏まえた政策課題だけでなく、郊外部の活性化や地域コミュニティの活力向上など「横浜市中期4か年計画2018～2021」（以下、「中期計画」とする）をはじめとする市政運営に係る計画、第32次地方制度調査会など国による地方行政に係る会議での調査結果等から想定される政策課題についても設定する。

なお、設定する政策課題については、5課題程度とし、設定においては、分野横断的な観点や潜在的な観点を意識して設定するものとする。

さらに、設定した政策課題それぞれについて、なぜその課題が発生しているのかという視点から、要因分析を行う。要因分析においては、課題を関連した要素ごとに論理的に分解していき、想定される要因を具体化し、体系立てて整理する。

エ データによる要因の検証

ウで整理した政策課題のそれぞれの要因について、データによる分析を行い、主要な要因の推定を行う。

データ分析においては、全国傾向ー本市傾向、過去ー現在（ー将来）、都心部ー郊外部などの比較の観点も考慮すること。

オ 政策課題の解決に向けた施策課題の設定

エにおいて、推定した主要な要因について、それを解決するためのロジックモデルを検討する。

なお、検討内容及び視点は以下の通りとする。

- ① 政策目標（要因が解決された状態）をインパクトとした場合の、施策におけるアウトカム及び指標の設定
- ② 定性的なアウトカムがなじむ施策の性質等に関する検討
- ③ 施策に設定したアウトカム指標に寄与すると考えられる事業の検討（選定）
- ④ 各事業における中間アウトカム及び指標の設定

カ 職員を対象としたワークショップによる課題整理

ウ、オにおいては、本市職員を対象にワークショップを行い、検討を行うこととする。

ワークショップは、「①政策課題の設定」、「②設定した政策課題の要因分析」、「③政策課題解決のためのロジックモデル検討」の各段階において、設定する5課題でそれぞれ実施する。

3段階のワークショップ実施後、課題毎に2名程度（延べ10人程度）からヒアリングを行い、本市の政策への適用に係る課題やその解決方法について、検討・整理を行う。

キ 総合検討

ア～カで行った一連の検討における課題や解決方法について、整理を行う。

整理結果を踏まえ、本市の各分野における適用可能性や適用方法について検討を行う。検討に際しての分野別の考え方については、中期計画における政策単位や各局が掲げる市政運営に係る計画における政策単位などを参考とするものとする。

(2) 報告書作成

(1)の結果について、報告書として取りまとめる。

(3) 業務打合せ等（打合せ回数8回程度（着手時及び納品時のほか6回程度））
業務を進めるにあたり、委託者と受託者で打合せ等を行う。

6 成果品

- (1) 報告書（製本版、電子媒体） 各5部
- (2) 報告書（概要版）（製本版、電子媒体） 各5部
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

7 その他

- (1) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に係わらず、委託者と協議の上、計画を行うこととします。
- (3) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。